

外国人患者受入れ環境整備等推進事業 実施要綱

1. 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業

(1) 目的

本事業は、外国人患者受入れ医療機関認証制度、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付け医政総発0326第3号、観参発800号）に基づき選出された医療機関（以下「拠点的な医療機関」という。）に係る情報の周知や今後の選出の推進を含め、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業 事業実施者公募要領」に基づき選定された団体

(3) 事業内容

①ワークショップ、セミナー等の開催

外国人患者受入れ医療機関認証制度及び拠点的な医療機関に関する情報の周知や推進を行うため、ワークショップ、セミナーの開催等を行う。

②実態調査の実施

外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うために必要な実態調査を実施する。

③外国人患者受入れ体制の整備に資する情報の発信

拠点的な医療機関に関する情報の周知、外国人向け多言語説明資料の作成・周知、厚生労働省が提供する医療機関支援策の周知、その他の外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報を発信する。

④報告書の提出

本事業における取組内容や成果を報告書（電子媒体でも可）としてまとめ、事業年度終了時まで厚生労働省に提出すること。

2. 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業

(1) 目的

外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、また、医療機関が安心して外国人患者に医療を提供できるように、拠点的な医療機関（選出予定であるものを含む。）における多言語対応の推進及び医療機関内における一連の手続き等をサポートできる体制の構築支援等を行う。

(2) 実施主体

「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業 事業実施者公募要領」に基づき選定された団体（間接補助先：医療機関）

(3) 事業内容

- ① 拠点的な医療機関に対して、医療通訳者（※1）、外国人受入れ医療コーディネーター（※2）を配置する事業
- ② 拠点的な医療機関の体制整備支援
- ③ 間接補助先の選定に関する検討委員会の実施
- ④ 本事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集、分析及び活用
- ⑤ 間接補助先の体制整備を支援するための様々な情報提供や助言
- ⑥ ①～⑤の取り組み及び成果について報告書（電子媒体を含む）にまとめ、事業年度終了時までには厚生労働省に提出すること

※1 医療通訳者：日本語が母国語でない、若しくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保健を安全かつ安心して提供するために、通訳技術と医学知識を用いて相互理解を支援する者

※2 外国人患者受入れ医療コーディネーター：外国人患者が医療機関を訪れた際、当該医療機関内における一連の手続きをサポートし、必要に応じて他の医療機関を紹介する等、円滑な医療提供体制を支える潤滑油的な役割を担う者

3. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

(1) 目的

電話医療通訳（映像医療通訳を含む。以下同じ。）の団体契約を通して、医療機関における電話医療通訳の利用を促進することを目的とする。これにより、電話医療通訳の利便性に対する医療機関の認識を広めることで、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

(2) 実施主体

「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 事業実施者公募要領」に基づき選定された複数の医療機関を運営する地方公共団体、病院団体、医師会、複数の医療機関から構成される法人等

(3) 事業内容

次の①及び②に係る事業を行う。

① 電話医療通訳の団体契約

ア. 事業実施者は、電話医療通訳サービス提供事業者（映像医療通訳サービスを提供する事業者を含む。以下同じ。）との間で電話医療通訳の利用に係る契約を行う。事業実施者が一括して、電話医療通訳サービス提供事業者と電話医療通訳の利用に係る契約をすることにより、管下の医療機関へ（ア）サービスの周知・浸透、（イ）より少ない利用料でのサービス提供

を図り、ひいては外国人患者の医療機関へのアクセシビリティ向上を実現する。

イ. 事業実施者は、管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、本事業によるサービスの利用を希望する参画医療機関の募集及びサービス利用に伴う手続き等を行う。

ウ. 医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。

② 実施主体は以下に関する情報の収集及び分析を行い、事業年度終了時までに厚生労働省へ報告するものとする。なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。

ア. 電話医療通訳の団体契約内容及びその実績（参画医療機関数や電話医療通訳の利用件数、利用言語・時間帯等）

イ. 事業実施者が参画医療機関に対して実施した周知内容やフォローアップ内容等

ウ. 電話医療通訳を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等）

エ. 参画医療機関へのアンケート調査等による本事業の効果や課題に関するデータ（電話医療通訳の利便性への認識度等）

4. 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業

(1) 目的

都道府県において、行政(医療、消防(救急)、観光、多文化共生等の部局)や多分野の関係団体（医療機関、都道府県医師会、病院団体・病院グループ、医療通訳関係団体、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等）からなる会議等を設置・開催し、情報共有や意見交換を通じて連携の強化を図るとともに、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定する。

(2) 実施主体

都道府県

(3) 事業内容

① 地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するための会議等を設置・開催

(議論内容)

- ・ 拠点的な医療機関の選出及び外国人患者を受け入れる医療機関のリストの作成・更新に係る議論
- ・ 拠点的な医療機関の実態を定期的に把握し、都道府県の実情に合ったもの

- となっているかについて確認及び精査を行うための議論
- ・ ワンストップ窓口を開設・運営する際の実務的な議論
 - ・ その他地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するために必要な議論
- ② 外国人患者の受入体制の実態把握・分析及び地域固有の課題・ニーズ等の把握
- ③ ①における議事概要及び②に関する情報等の取りまとめ

5. 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業

(1) 目的

本事業は、医療機関等から寄せられる、外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題（ビザの延長手配、大使館・航空会社・入管・警察等との連絡など）にも対応できるワンストップ型の相談窓口（以下、「相談窓口」という。）を設置し運営することを目的とする。なお、外国人患者からの問合せは想定していない。

(2) 実施主体

都道府県

(3) 事業内容

- ① 都道府県は、地域の実情に応じ、目的達成のために最も望ましいと考えられる場所に相談窓口を設置するものとする（都道府県庁の内外は問わない。）。
- ② 相談窓口においては、医療機関等から寄せられる、外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題等について、行政手続きの案内、関係機関の紹介等を行う。
- ③ 窓口では平日の日中（例えば午前9時から午後5時まで）の対応を行う。
- ④ 以下に関するデータを集計し、分析を行うこと。なお、データ等は適宜厚生労働省の求めに応じること。
 - ア. 相談窓口の業務実績（相談者の類型、相談窓口の利用状況や相談内容、利用時間帯等）
 - イ. 相談窓口を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等）
- ⑤ 本事業による相談窓口を補完するため厚生労働省が実施する「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」と緊密に連携するよう努めること。